

## 新潟県立大学学生部委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 41 号)

改正 平成 22 年 5 月 11 日

改正 令和 2 年 7 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 26 条第 2 項の規定に基づいて設ける新潟県立大学学生部委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の生活に関する事項
- (2) 学生の課外活動等に関する事項

(構成)

第 3 条 委員会は、学生部長及び各学部から選出された教員それぞれ 4 人以内の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学生部長をもって充てる。また、副委員長は、各学部から選出された委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例会等)

第 7 条 委員会は、原則として月 1 回定例的に開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、委員長は臨時に委員会を招集することができる。
- 3 前 2 項の場合において、委員長が必要と認めるときには、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月8日から施行する。